

令和6年6月市議会 建設水道委員会資料

第72号議案 市道路線の認定及び廃止について

目次

	ページ
1 路線名一覧表	2
2 市道路線の認定及び廃止位置図（①三重町三京町1号線、②三重町22線）	3
3 位置図（拡大）（①三重町三京町1号線、②三重町22線）	4
4 起終点写真（①三重町三京町1号線、②三重町22線）	5
5 市道路線廃止位置図（③東町44号線）	6
6 位置図（拡大）（③東町44号線）	7
7 起終点写真（③東町44号線）	8
8 供用区間写真（東町80号線）	9
9 道路法等（抜粋）	10

土木部

令和6年6月

1 路線名一覧表

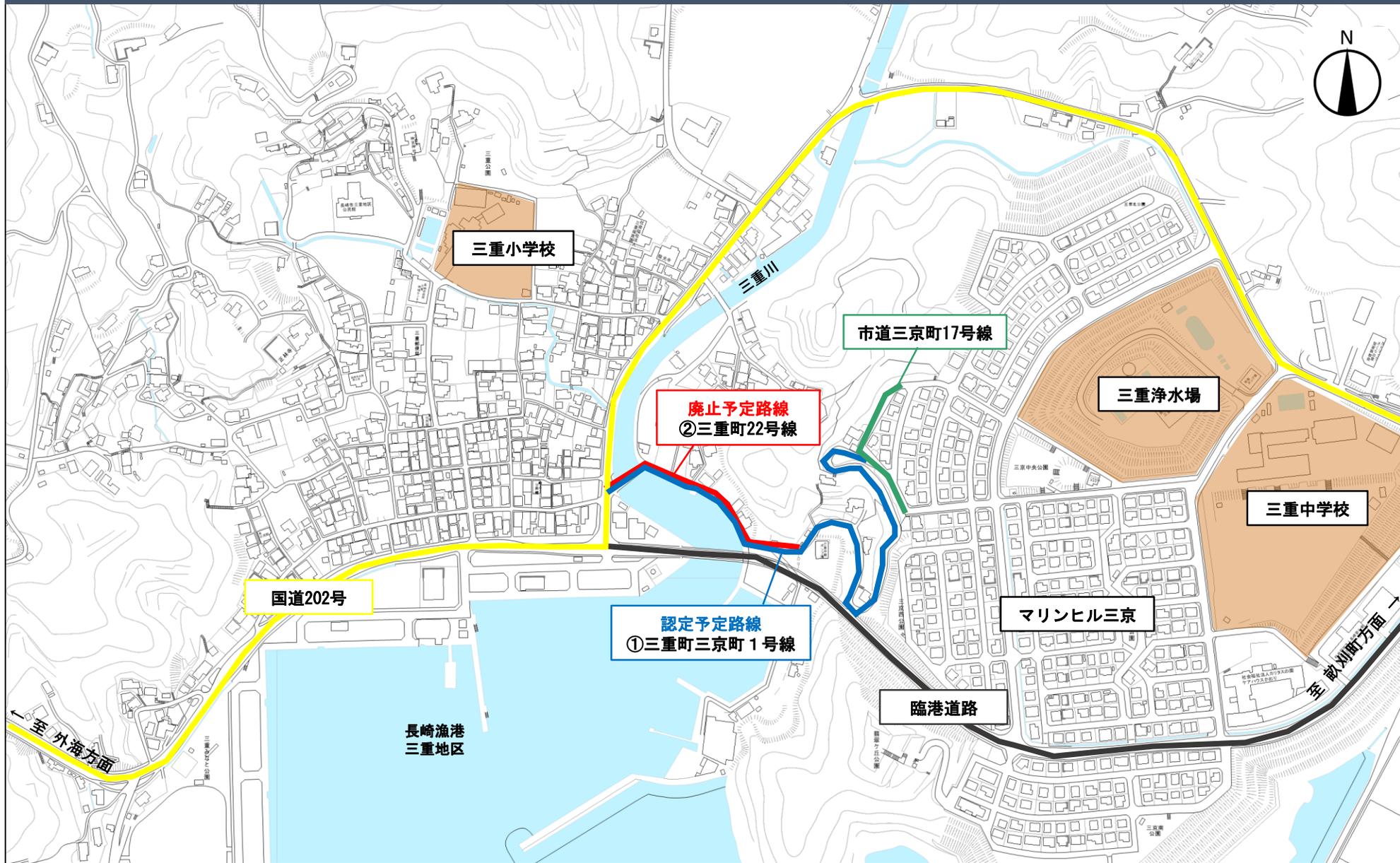
(1) 認定

図面番号	路線名	道路延長	道路幅員	理由	備考
①	三重町三京町1号線	631.3m	3.0~13.5m	移管	認定
認定路線 1路線		631.3m			

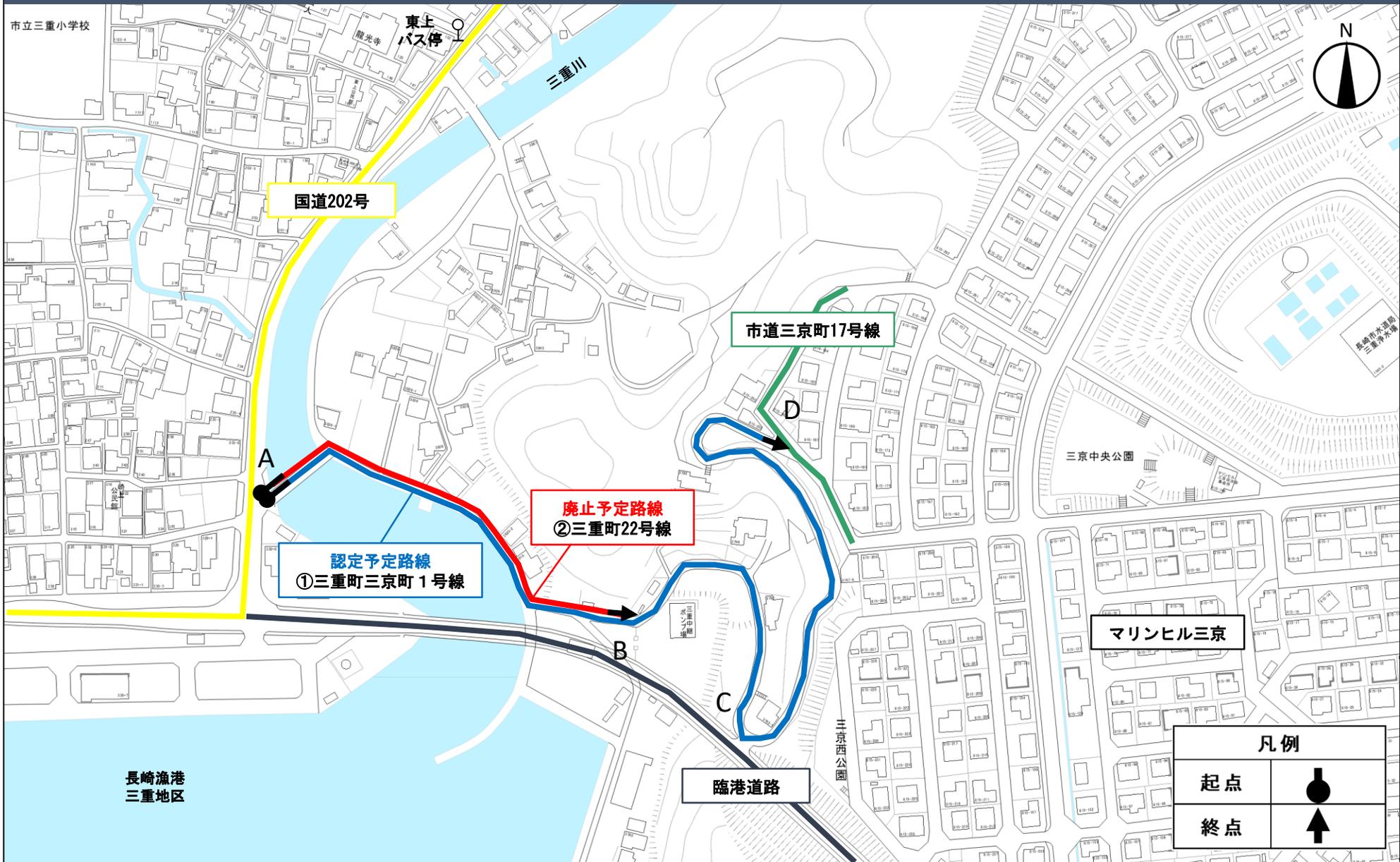
(2) 廃止

図面番号	路線名	道路延長	道路幅員	理由	備考
②	三重町22号線	210.3m	3.0~6.5m	路線の重用	廃止
③	東町44号線	78.9m	4.6~23.6m	路線の重用	廃止
廃止路線 2路線		289.2m			

2 市道路線の認定及び廃止位置図 (①三重町三京町1号線、②三重町22号線)

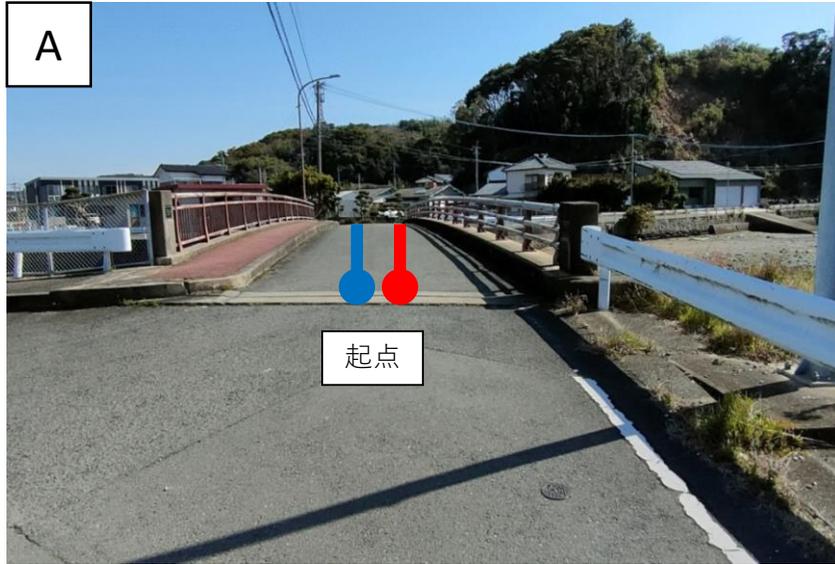


3 位置図 (拡大) (①三重町三京町1号線、②三重町22号線)

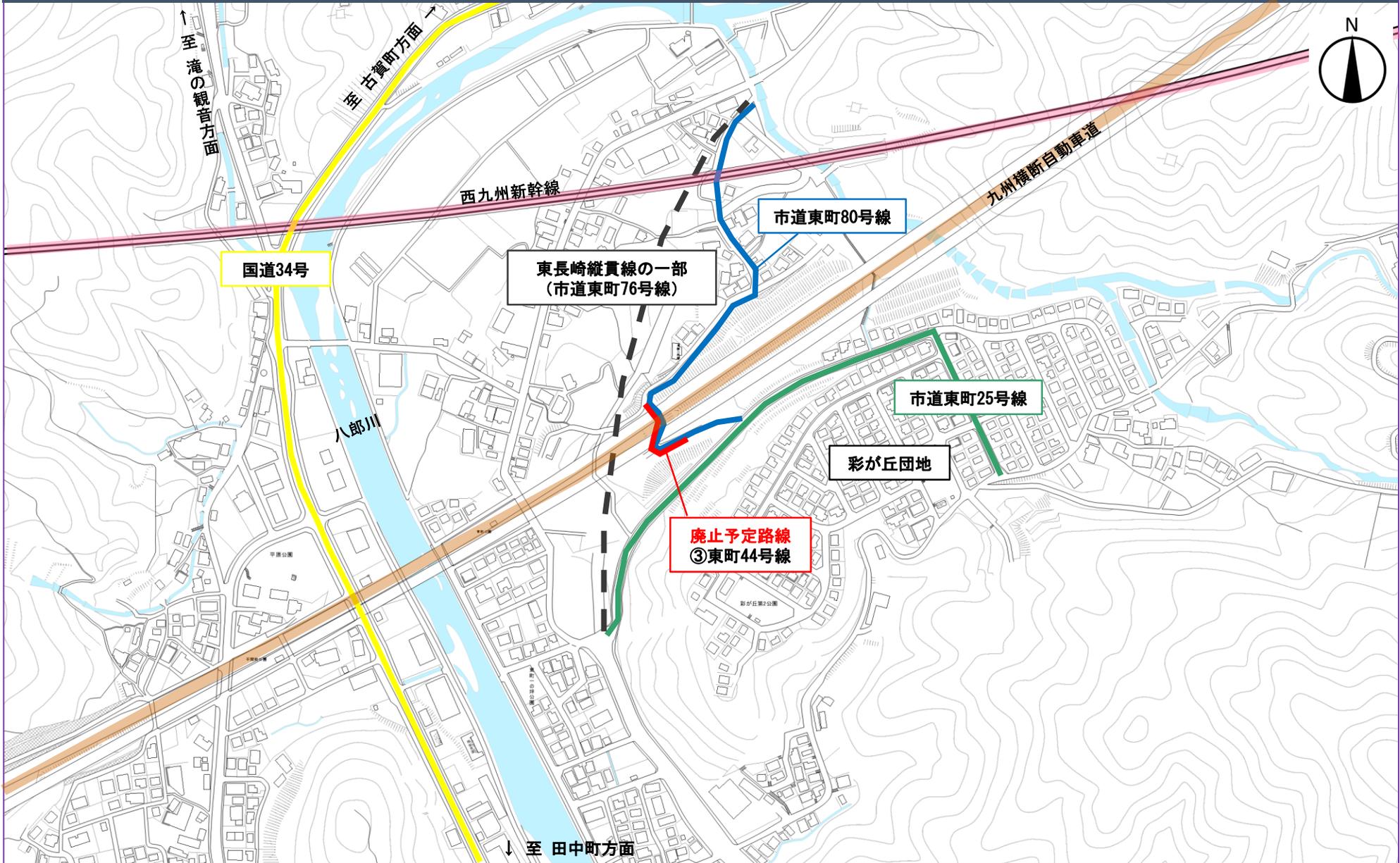


4 起終点写真 (①三重町三京町1号線、②三重町22号線)

- ①三重町三京町1号線 道路延長631.3m、幅員3.0m～13.5m  認定路線
②三重町22号線 道路延長210.3m、幅員3.0m～6.5m  廃止路線



5 市道路線廃止位置図 (③東町44号線)



7 起終点写真 (③東町44号線)

道路延長78.9m、幅員4.6m～23.6m



8 供用区間写真（東町80号線）



9 道路法等（抜粋）

○道路法

（道路の種類）

第三条 道路の種類は、左に掲げるものとする。

一 高速自動車国道 二 一般国道 三 都道府県道 四 市町村道

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第八条 第三条第四号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

（路線の廃止又は変更）

第十条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

（略）

3 第七条第二項から第八項まで及び前条の規定は前二項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第八条第二項から第五項まで及び前条の規定は前二項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。